

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域並びに風力発電設備等の配置等の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。</p>
<p>(2) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを検討いたします。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。</p>

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音に係る影響</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(3) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ及びイヌワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、サシバ及びハチクマ等の猛禽類の主要な渡り経路及びコウノトリの渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減いたします。</p>

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(4) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサープナ群団、スギーブナ群落等の植生、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(5) 景観に対する影響</p> <p>想定区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された琵琶湖国定公園が位置しており、同公園内には「赤坂山」等の眺望点が存在することから、本事業の実施により、この眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。特に、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 25 年 3 月環境省）を参考に、当該公園内の主要な眺望点から眺望する場合の眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備の配置等を回避すること。</p> <p>さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減いたします。本事業において、現時点では可視領域図において琵琶湖国定公園内のほとんどが不可視となっており、琵琶湖国定公園区域内への風力発電機の設置は予定していないことから、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」による評価の対象外であると考えておりますが、ガイドラインに示された調査手法や環境保全措置を参考にし、国定公園区域の主要な眺望点から眺望する場合に眺望景観への著しい支障が生じないよう、影響を極力回避低減するよう検討いたします。</p> <p>さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、地方公共団体等関係者の意見を踏まえるよう努めます。</p>
<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の検討の経緯及び内容につきましては、方法書以降の図書に適切に記載いたします。</p>